

(案)

江田島市交流定住促進協議会
令和3年3月24日

江田島市交流定住促進協議会運営要綱の一部を改正する規約

令和3年 月 日

(名称)

第1条 この会は、江田島市交流定住促進協議会 ~~(通称『えたじま
で暮らし隊』)~~と称する。

(目的)

第2条 この会は、市内への交流定住人口の拡大を図るため、地域
団体、民間団体等と連携して市内の体験・交流資源の調査及び検
討を行い、交流定住促進施策を策定・推進する。

(組織)

第3条 この会は、第1号から第3号までに掲げる団体がその構成
員の中から推薦する者及び第4号から第6号までに掲げる者を
もって組織し、会長が委嘱する。

(1) 地域団体

(2) 農業・漁業関係団体

(3) 不動産業関係団体

(4) 市外からの移住者

(5) 関係部署の部長

(6) その他会長（次条第1項第1号に規定する会長をいう。）

が特に必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前
任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、妨げない。

(役員)

第4条 この協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、会を代表する。

(案)

4 副会長は、会長が指名し、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(事業)

第5条 この協議会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 交流定住事業の審議及び検討

(2) 交流定住の促進に係る広報、誘致及び啓発に関すること。

(3) その他交流定住の促進に必要な事項

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、会議の招集に当たって、開催7日前までに日時、場所及び協議しようとする事項を付して各委員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員の所属する団体等の他の構成員を代理人として会議に出席させることができる。

4 会議は、必要に応じ、会長が関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 会議は、目的、事業、規約の改廃及び役員を選任について協議する。

6 会議は、委員の過半数をもって開催し、出席委員の過半数により決定する。この場合において、文書による委任は、これを出席表決とみなす。

(書面議決)

第7条 会長は、緊急を要する事項又は軽易な事項については、書面又は持ち回りの方法により、全委員の賛否を求め、委員数の過半数の同意をもって、協議会の議決に代えることができる。

(事務局)

第8条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、江田島市企画部企画振興課に置く。

(案)

3 事務局に事務局長，事務局員を置き，会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は，江田島市交流定住促進協議会事務局規程に定める。

(経費の負担)

第9条 協議会の運営に要する経費は，補助金，繰越金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第10条 協議会に，監査委員を1名置く。

2 協議会の出納監査は，会長が委嘱する監査委員によって行う。

3 監査委員は，監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の予算編成，現金の出納その他財務に関し必要な事項は，江田島市交流定住促進協議会財務規程に定める。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか，協議会の運営について必要な事項は，会長が別に定める。

附 則

この規約は，平成19年6月12日から施行する。

附 則

この規約は，平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は，平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は，平成27年7月29日から施行する。

附 則

この規約は，平成28年8月30日から施行する。

附 則

この規約は，平成29年6月12日から施行する。

(案)

附 則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年6月27日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年 月 日から施行する。ただし、改正後の江田島市交流定住促進協議会運営要綱第3条第1項第1号から第3号までの規定は、現行の委員任期が満了した日の翌日から適用する。

江田島市交流定住促進協議会運営要綱の一部を改正する規約案新旧対照表

改正部分抜粋 下線部について改正

改 正 案	現 行
<p>江田島市交流定住促進協議会運営要綱</p> <p>(名称等) 第1条 この会は、江田島市交流定住促進協議会 _____と称する。</p> <p>(目的) 第2条 略</p> <p>(組織) 第3条 この会は、第1号から第3号までに掲げ る団体がその構成員の中から推薦する者及び第 4号から第6号までに掲げる者をもって組織 し、会長が委嘱する。</p> <p>(1) 地域団体 (2) 農業・漁業関係団体 (3) 不動産業関係団体 (4) 市外からの移住者 (5) 関係部署の部長 (6) 略</p> <p>2 略 3 略</p> <p>(役員) 第4条 略 く (その他) 第12条 略</p> <p>附 則 この規約は、令和3年 月 日から施行する。 ただし、改正後の江田島市交流定住促進協議会運 営要綱第3条第1項第1号から第3号までの規定 は、現行の委員任期が満了した日の翌日から適用 する。</p>	<p>江田島市交流定住促進協議会運営要綱</p> <p>(名称等) 第1条 この会は、江田島市交流定住促進協議会 (通称『えたじまで暮らし隊』)と称する。</p> <p>(目的) 第2条 略</p> <p>(構成員) 第3条 この会は、次の者を委員として構成する。</p> <p>(1) 地域団体の代表 (2) 農業・漁業関係者の代表 (3) 移住グループの代表 (4) 不動産業者等の代表 (5) 関係部署の市職員 (6) 略</p> <p>2 略 3 略</p> <p>(役員) 第4条 略 く (その他) 第12条 略</p> <p>附 則 略</p>

